

用語の説明

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。

一般的に高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等があげられている。

災害時要援護者支援計画

市が作成する一人ひとりの災害時要援護者に対する具体的な避難支援計画。

市の災害時要援護者支援に関する対象者、関係機関の役割分担、災害時要援護者リストの提供先、保管などの全体的な考え方と災害時要援護者一人ひとりに対する避難支援者、避難先、避難方法等を記載した個別計画（名簿・台帳）で構成する。

平成 17 年 3 月に内閣府、消防庁等関係省庁において策定された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月改訂）において、作成の必要性が示されている。

災害時要援護者リスト

災害時要援護者避難支援計画作成の基本となる要援護者の情報共有を目的に 6 月 1 日実施の「世帯家族調べ」をもとに作成するリスト。

リスト対象者は、災害時要援護者のうち、高齢者や障害のある人、要介護・要支援者、またそれらの状態に準ずる人で在宅及び自力避難困難な人とする。

避難行動要支援者

災害時要援護者リスト対象者のうち、さらに家族等による必要な支援が受けられない人々。

災害時要援護者避難支援計画を優先的・重点的に作成すべき対象者であり、計画では、災害時要援護者リストに記載した要援護者の中から、市と地域（自治会や自主防災組織、民生委員等）が協力して調査・把握することとしている。

災害時要援護者支援チーム

災害時要援護者の支援のため、市に設置する部局横断的な対策チーム。

平常時は、福祉担当部局を中心とする福祉・防災関係部局の横断的なプロジェクト・チームであり、災害時要援護者支援体制の整備などの検討、調整、訓練の企画を行うとともに、災害時は、災害対策本部の中の福祉担当部門に設置し、災害時要援護者の避難や避難後の支援などの業務を行う。

避難所の自主防避難所運営本部

避難所における災害時要援護者のニーズの把握や支援を検討するため、各避難所に設置される。福祉関係者、避難支援者等の協力を得て、要援護者用窓口の設置や要援護者の避難状況の把握、要援護者の状況・ニーズの把握等を行う。

福祉避難所

災害時要援護者のために特別の配慮がなされた避難所。

施設がバリアフリー化されている等災害時要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、養護学校等の既存施設を活用することとなる。市町は福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定により、災害時要援護者に配慮した避難所の確保に努める必要がある。

災害救助法が適用された場合、県の委任を受けた市町が福祉避難所を設置した場合、おおむね 10 人の災害時要援護者に 1 人の生活相談職員（災害時要援護者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、災害時要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができることとされている。

災害時要援護者の避難支援ガイドライン

平成 16 年の一連の豪雨、台風等における高齢者等の被害状況等を踏まえ、平成 17 年 3 月に内閣府、消防庁等関係省庁により策定された災害時要援護者の避難支援体制の整備に関する指針。平成 18 年 3 月改訂。

なお、このガイドラインのほか、「災害時要援護者の避難対策に関する先進的・積極的な取組事例」、「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」検討報告や、消防庁の「災害時要援護者避難支援プラン作成に向けて～災害時要援護者の避難支援アクションプログラム～」(18 年 4 月)でも災害時要援護者支援の積極的な取組が求められている。

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン

平成 16 年の一連の豪雨、台風等における高齢者等の被害状況等を踏まえ、平成 17 年 3 月に内閣府、消防庁等関係省庁により策定された、市町に対する避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成に関する指針。

市は、対象地域ごとに基準となる数値情報、気象警報等の防災情報をもとに、避難準備情報等の具体的な判断基準を作成することとされている。

携帯電話メール機能による災害情報配信サービス

大規模災害時における視覚・聴覚障害者への円滑な情報提供のため、県が㈱レスキューナウと災害情報の伝達に関する協定を結び、これに基づき、県等から同社へ提供した災害情報が登録者の携帯電話へメール機能により配信されるサービスで、視覚・聴覚障害者の登録料、使用料は無料である。

県では、平成 14 年 6 月から聴覚障害者を対象に実施し、平成 15 年 12 月から視覚障害者にも対象を拡大した。

避難準備情報

避難準備情報は、人的被害の発生の可能性が高まったと判断された時点で、避難勧告の前段階で発表される避難情報で、市の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」にその判断基準を示すこととされている。

避難に時間を要する要援護者の避難行動の開始と避難支援者の避難行動要支援者への避難支援の開始を求めるとともに、その他の人々に避難準備を求めるもので、内閣府、消防庁等関係省庁等による「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 17 年 3 月）において提言され、平成 17 年度の国の防災基本計画に位置づけられた。

本県では、平成 18 年度の静岡県地域防災計画に位置づけており、各市においても市町地域防災計画へ位置づける必要がある。